



第97回五月祭 環境評価報告書

はじめに

近年、環境問題に対する社会の関心はますます高まっています。持続可能な社会を構築することは世界人類に共通する責務であり、学生自治団体たる第97期五月祭常任委員会（委員会と略する。）も、大規模イベントを主催する排出主体として、その責任から逃れることはできないと弊会は考えます。そこで、委員会は五月祭で発生する廃棄物および委員会の環境対策に関する情報を広く公開するために、環境評価報告書を作成しました。これは、五月祭に関わる各主体に対する啓発・環境対策に関する知見の共有・ガバナンスの確保の3点を行うためのものであり、この取り組みを通じて委員会は循環型社会に貢献することを目指します。

今年度の報告書は廃棄物処理の適正化に重点を置いた内容になりましたが、廃棄物処理はあくまで環境対策の一類型に過ぎません。生産-流通-消費-廃棄は連関した過程であり、そういった一連の流れとともに資源を循環させることに加え、処分量のみならず消費量そのものの削減にも取り組むことが委員会には求められています。今年度から開始した取り組みである環境評価報告書は、評価方法には不十分なところも多々あります。様々な方からの教を請いつつ、次年度以降はより包括的な環境評価がなされることを願い、挨拶いたします。

（第97期五月祭常任委員会 事務局環境計画部長 伊藤 快）

1 委員会における環境対策の方針

今年度は、総会で承認された (1) (2) に則り、五月祭の価値向上と環境対策を両立させることを方針としつつ各種施策に取り組んだ。なお、(1) から (3) の全文については資料編に掲載している。

(1) 環境対策指針

委員会の活動と環境負荷の低減を調和させるために、委員会の活動を統制するための規則である。昨年度から全面的に改訂を行った。委員会に加えて委員会と関わる各主体の責務を明示することで、実効性のある環境負荷の低減を目指した。加えて、各主体とのコミュニケーションの強化についても明記した。

(2) 環境アジェンダ

委員会の環境対策を社会に周知するための標語である。昨年度から全面的に改訂を行い、論理の飛躍を訂正し、平易な文章に訂正した。

(3) 環境への負荷を軽減するための取組みの評価基準及び環境評価報告書について

環境対策指針第7条に基づく情報公開のため、具体的な評価方法及び環境評価報告書の構成について細目を定めた。

2 環境負荷を軽減するための取組みの概要

(1) 環境負荷低減を考慮した物資調達取組み

環境負荷低減を考慮した物品の取得（環境対策指針第4条第一号、第二号、および第三号）に関し、主な取組みは以下の二点があげられる。

1. 再生紙の利活用

委員会の使用するコピー用紙の一部を再生紙に切り替えた。使用上の問題は特に報告されなかったため、財政面との兼ね合いにも考慮しつつ、次年度以降拡大されることが期待される。

2. プラスチック製容器の代替

五月祭においては、飲食物提供の際に使用される使い捨て容器が多くごみとして排出される。企画が委員会の仲介を通して購入する容器の一部を、環境負荷を考慮した製品に代替した。

1) フードパック

フードパックについては、バガス素材のものをを用いた。バガスとは、サトウキビを圧縮したあとの搾りかすのことである。バガスは従来ごみとして廃棄されていたものであり、一般的なプラ容器に比して環境負荷が少ないことが期待される。また、耐水性・耐油性も高く、丈夫な素材である。環境負荷を低減しつつ学園祭での使用にも耐える優良な容器であり、企画や来場者からも高く評価されたものと推認される。

2) P&Pリ・リパック

角トレー、丸トレー、丼容器には剥がしてリサイクルできる容器、『P&Pリ・リパック』（以下、リリパック）を利用した。リリパックとは、再生原料を利用したプラスチック製のトレーに、剥離可能な特殊フィルムが被覆された容器のことである。使用後は、食品が付着して汚れた特殊フィルムを剥がして廃棄し、本体部分であるトレーは回収してリサイクルすることで、廃棄物量を削減することができる。（後述）これにより、従来のプラスチック容器のようにそのまま廃棄したり、大量の水を使って洗ってからリサイクルしたりするよりも、環境負荷は軽減される。

トレーにも汚れが付着した場合は、委員が一枚一枚清拭し、汚れを落とした状態で箱詰めして業者に送付している。また、ごみステーションでリ・リパックを回収する際には、来場者に自らフィルムを剥がしてもらうようにしている。感嘆の声もたびたび聞かれ、来場者の環境意識向上や、五月祭の環境配慮の発信などにも寄与している取組みであると考えられる。

(2)五月祭期間における廃棄物の処理方法

1. 廃棄物の分別の取り組み

今年度の五月祭期間における廃棄物は以下の11項目である。これに前述のリ・リパックを加えた12種類に分別し、それぞれ業者に処分を委託した。

回収項目	回収量 (単位は全て kg)	業者	処分方法
ビニール・プラスチック	1,710	株式会社オネスト	サーマルリサイクル
木材 (割り箸を含める)	1,830	東京ボード工業株式会社	パーティクルボードおよびバイオマス燃料としてリサイクル
一般廃棄物 (可燃物)	2,700	株式会社要興業	
生ごみ	1,620	株式会社要興業	メタン燃料の原料として利用
ビン・カン	1,040	株式会社要興業	ガラス原料・金属原料として利用
ペットボトル	830	株式会社要興業	PET繊維の原料として利用
ダンボール	3,000	有限会社明正商会	ダンボールにリサイクル
古紙	100	有限会社明正商会	古紙にリサイクル
産業廃棄物	3,920	株式会社要興業	
廃油	1,400	有限会社半藤油脂	飼料用油脂にリサイクル
その他	少量	白井エコセンター株式会社	炭・灰について、物質に応じて各種適正処理
P & P リ・リパック		株式会社ヨコタ東北	新しいP & P リ・リパックにリサイクル

2. 環境への負荷を軽減するための取り組み

リサイクル率をあげるため、例えば割りばしなどの木材を可燃ごみに含めず、分けて回収するなどの工夫を行っている。不純物が多く混ざり悪影響を及ぼすことを避けるため、企画構成員にも来場者にも徹底した分別にご協力いただいている。

また、優良会社の選定も意識して行っている。東京都には産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定制度がある。これは、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した公益財団法人東京都環境公社が認定する制度である。株式会社オネスト・東京ボード工業株式会社・株式会社要興業・白井エコセンター株式会社はいずれもこれに認定されている。

(3)環境負荷を軽減するための取組みの周知について

1. 委員向けの取組み

環境計画部員以外の委員にも環境への意識を持ってもらうため、分別講習会を実施した。五月祭委員会には排出事業者責任があることを強調し、委員が排出するごみの分別はもちろん、来場者や企画への分別指導にも責任感を持って取り組むよう周知した。

2. 出展企画向けの取組み

企画向けにも分別講習会を実施し、積年の経験を活かして特に分別を間違えやすいごみについて強調して伝えるなどの工夫をした。また、当日集積場でごみを捨てる際には環境計画部リサイクル担当の委員が正しく分別されているか確認し、分別が不十分な場合は再度の分別をお願いするなど、十分に分別が行われるようにした。

3. 来場者向けの取組み

五月祭期間中は計13個のごみステーションが設置され、来場者は委員の指示にしたがって分別を行った。また、エコワーキンググループを設置し、環境計画部員以外にも分別について詳細な知識を持つ委員を養成した。これにより、来場者によりわかりやすく、より正確な分別をしていただくことができた。

4. 社会に向けた取組み

環境対策指針を全面的に改訂し、環境評価報告書の作成に根拠を持たせた。また、学内機関「環境安全研究センター」が発行する『環境安全』に寄稿し、学内に対して広く五月祭における環境対策の在り方と今後の方向性について周知を行った。

3 環境への負荷を軽減するための取組みの評価

(1) 定性的評価

第97回五月祭においては、従前にまして環境対策を推進し、環境負荷の小さい学園祭を実現すべく、様々な取組みを行った。五月祭常任委員会において環境対策をつかさどる部署として、事務局環境計画部を設け、従来の業務を効果的に行うために体系的な分掌体制を整えたうえで対策評価担当を新設し、五月祭における環境対策に対する評価を特に行う体制を整備した。このように今期の委員会は、全体として単なる廃棄物の処理にとどまらず長期的・大局的な視座を持って事務の遂行に当たった。

一方で、一部の担当者のみが環境対策に当たるのみではその効果は部分的なものとならざるを得ず、効果的な措置を講ずるには、必ずしも環境対策を主たる職務としない他部署の委員や企画構成員、来場者をも巻き込んで五月祭全体として環境対策に努めることが不可欠であるといつて差し支えない。このような観点から、委員・企画それぞれに対して講習の機会を設け、環境保護意識の啓発と具体的な廃棄物の分別方法の周知を図るほか、このような事項についてパンフレットにおいても説明を設けるなどして来場者への周知にも努めた。

以上のような取組みにより、当日のごみステーション・集積場等における廃棄物の収集は、大きな支障なく円滑に遂行することができ、来場者のアンケートについても、分別等の取組みにおおむね肯定的な意見であった。五月祭に関わるそれぞれの立場にある方から理解と協力を得ながら、五月祭全体として環境負荷の軽減に取り組むことができたものと評価することができる。

(2) 定量的評価

1. 総合評価

リサイクル・リユース等の方法により処理することができていない産業廃棄物を全体の2割程度に抑え、その他の物については何らかの方法で環境負荷軽減に配慮して処理したことは好意的に評価できると考えられる。

2. ビニール・プラスチック

ビニール・プラスチックは、株式会社オネストに委託して処理することとし、その回収量（処理受託事業者が当委員会から当該委託契約に基づき受領した廃棄物の質量をいう。以下同じ。）は、1710キログラムであった。

3. 木材

木材は、東京ボード工業株式会社に委託して処理することとし、その回収量は、1830キログラムであった。

4. 一般廃棄物（可燃物）

一般廃棄物（可燃物）は、株式会社要興業（以下「要興業」という。）に委託して処理することとし、その回収量は、2700キログラムであった。

5. 生ごみ

生ごみは、要興業に委託して処理することとし、その回収量は、1620キログラムであった。

6. ビン・カン

ビン・カンは、要興業に委託して処理することとし、その回収量は、1040キログラムであった。ビン、カンそれぞれの回収量の内訳及びカンの原材料別の構成比は把握することができなかったため、全量がアルミカンであると仮定するほか、「3R原単位の算出方法」（以下「算出方法」という。）に記載の仮定を行うと、その削減量は1040キログラムである。

7. ペットボトル

ペットボトルは、要興業に委託して処理することとし、その回収量は、830キログラムであった。回収したペットボトルは全て衣類の原材料（ポリエステル短繊維）に用いられるものとする等の算出方法に記載の仮定を行うと、その削減量は以下のとおり算出される。

$$830\text{kg} \times 0.739 \text{ (単位質量当たりのポリエステル短繊維製造量)} = 613.37\text{kg}$$

8. 段ボール

段ボールは、有限会社明正商会に委託して処理することとし、その回収量は、3000キログラムであった。段ボールは、古紙として処理の上、再度段ボールの原料として利用されるものとする等の算出方法に記載の仮定を行うと、その削減量は以下のとおり算出される。

$$3000\text{kg} \times 0.9 \text{ (再利用率)} = 2700\text{kg}$$

9. 古紙

古紙（段ボールを除く。）は、有限会社明正商会に委託して処理することとし、その回収量は、100キログラムであった。回収された古紙は、その全量がパルプとして利用されるものとする等の算出方法に記載の仮定を行うと、その削減量は以下のとおり算出される。

$$100\text{kg} \times 0.8 \text{ (歩留まり)} = 80\text{kg}$$

10. 廃油

廃油は、有限会社半藤油脂に委託して処理することとし、その回収量は、1400キログラムであった。廃油の燃料への精製率を87%とする等の算出方法に記載の仮定を行うと、その削減量は以下のとおり算出される。

$$1400\text{kg} \times 0.87 \text{ (精製率)} = 1218\text{kg}$$

11. 産業廃棄物

当該項目は、他のいずれの区分によってもリユース、リサイクル等を行うことが困難である廃棄物について、やむを得ず廃棄物の適正に応じた適切に処理することとしたものであり、要興業に委託して処理することとし、その回収量は、3920キログラムであった。区分の性質上、廃棄物の減容を図ることは困難であった。

12. P&Pリ・リパック

飲食物を提供する企画には、当該企画の求めに応ずる形でP&Pリ・リパック（表面にナイロンフィルムが貼付された食品用容器であり、フィルムを剥離することで本体部分を効率的に同種容器に再加工できるもの）を供給した。この容器は、株式会社ヨコタ東北に委託して処理することとしており、同社によって同種の容器にリサイクルされている。具体的な回収量は不明だが、会社資料によれば、回収率60%のシナリオにおいて、素材分エネルギー消費量は64%、固体廃棄物量は60%削減できると推計されている。なお、五月祭においては、60%をはるかに超える回収率であると思われることを付言する。

4 資料編

(1) 環境対策指針

(目的)

第1条 この指針は、五月祭の規模及びこれに伴う五月祭常任委員会（以下「委員会」という。）の社会的責任に鑑み、委員会が第97回五月祭の運営において環境負荷を低減し、五月祭を環境負荷の小さな学園祭とし、もって将来にわたって五月祭の安定的運営及び環境の保全を図るため、委員会が取り組むべき環境対策について、その方針を示すことを目的とする。

(基本方針)

第2条 委員会は、五月祭の円滑な運営を害しない範囲において、環境への負荷を軽減するため、本指針を遵守してその事務を遂行するものとする。

(定義)

第3条 この指針において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(環境への負荷を軽減するための取組み)

第4条 委員会は、五月祭の規模及びその一過性により、使用する物品及びエネルギーの量並びに廃棄する物品の量が膨大であることに鑑み、次の各号に掲げる取組みを実施し、もって第97回五月祭に起因する環境への負荷が最小となるようにその事務を遂行するものとする。

- 一. 物品の取得は、必要最小の数量に限って行うこと。
- 二. 物品の取得に当たっては、再使用することができる物品、再資源化することができる物品の順序により、これらの物品をその他の物品に優先してこれを行うこと。
- 三. 取得に係る物品の選択に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる物品をいう。）を優先してこれを行うこと。
- 四. 物品は、できる限り長期間にわたり使用し、及び消耗品にあつては、必要最小の数量に限って使用すること。
- 五. 物品の廃棄は、できる限り多くの物品が再資源化されるような方法で行うこと。
- 六. 資源及びエネルギーの使用の合理化を図ること。

(委員の責務)

第5条 委員は、その職務の遂行にあたっては、環境の保全に配慮しなければならない。

- 2 委員会は、委員が前項の配慮を行うのに資するため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(企画及び来場者の協力)

第6条 委員会は、企画又は来場者（第97回五月祭に来場した者であつて、委員その他委員会の事務に従事する者及び企画構成員以外のものをいう。以下同じ。）環境の保全に協力を求めるものとする。ただし、企画に対して協力を求めるときは、その円滑な実行を妨げ、又はその内容に不当に干渉することとならないよう十分配慮しなければならない。

- 2 委員会は、企画又は来場者に前項の協力を求めるときは、当該企画又は来場者に、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(評価)

第7条 委員会は、委員会が実施した環境への負荷を軽減するための取組みについて評価を行い、これを公表するものとする。

(意見の反映)

第8条 委員会は、環境の保全に関する施策に、委員、企画、来場者その他の五月祭に関わる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2)環境アジェンダ

我々五月祭常任委員会は、五月祭の運営に当たり、環境への負荷を低減させるよう取り組みます。そのため、「環境対策指針」を独自に定め、当委員会が本学学生の自主的な学術・文化活動の場である五月祭における責任を果たし、将来にわたる五月祭の安定的運営及び地球環境の保全を図ろうとするものです。

1. 当委員会は、五月祭の運営において果たすべき環境の保全に対する責任を自覚し、その理解に努めます。
2. 当委員会は、五月祭の開催による環境への影響を把握するとともに、環境への負荷を軽減することに努めます。
3. 当委員会は、環境への負荷の軽減のため、循環型の資源利用の促進に取り組み、資源の3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進に努めます。
4. 当委員会は、環境への負荷の軽減のため、環境に関する法規制等を遵守します。
5. 当委員会は、環境への負荷を軽減するための取組みを委員及び当委員会の活動を支える全ての人々に周知するよう努めるとともに、広く一般に公開します。
6. 当委員会は、委員会が実施した環境への負荷を軽減するための取組みについて評価し、その内容を公開するとともに、次年度以降に引き継いでいきます。

(3)環境への負荷を軽減するための取組みの評価基準及び環境評価報告書について

1. 目的

この基準は、環境対策指針（令和6年1月7日総会決議第24号。以下「指針」という。）第7条の規定に基づき、委員会が実施した環境への負荷を軽減するための取組みについての評価を行うに当たり、その対象及び方法を定めるとともに、その公表のために作成する環境評価報告書についてその作成及び記載事項を定め、もって評価及びその公表の便宜に資することを目的とする。

1. 評価の対象及び方法

(1) 廃棄物の量削減に関する取組み

廃棄物の排出量の削減は、最も単純かつ重要な環境負荷の軽減のための取組みである。

当委員会においても、その事務の遂行により生ずる廃棄物のほか、企画や来場者から生ずる廃棄物についてもそれらに協力を求めつつ、削減を図ろうとするものであるが、この取組みについての評価は、五月祭当日における廃棄物の排出量について、来場者数及び企画数を考慮し、以下の算式により算出した廃棄物指数を基礎として行うことを標準とする。

廃棄物指数 = 収集量 / (ごみ排出企画数 + 来場者数 / 1000)

(凡例) 収集量 廃棄物の収集量 (廃棄物処理業者に引き渡す廃棄物の量により推定する。)

ごみ排出企画数 ごみ排出申請を行った企画数

(2) 廃棄物の分別収集に関する取組み

廃棄物の分別収集は、廃棄物をその素材や状態に応じて区分し、各別にその処理を行うことで、経済性を期するとともに、リユース (製品であった廃棄物を同一又は類似の製品として再び使用することをいう。以下同じ。)、リサイクル (廃棄物を製品の原料として使用することをいう。以下同じ。) を可能にしたり、廃棄に要するエネルギーを削減したりすることを目的に行われるものである。

当委員会においても、廃棄物の分別収集の取組みを実施するところであるが、この取組みについての評価は、五月祭当日における廃棄物の処理の過程において発生する二酸化炭素の削減量 (以下「削減量」という。) の推定値を基礎として行うのを標準とする。

なお、削減量は、収集区分ごとに、以下の算式により算出される値をもってその推定値とする。ただし、他の方法により算定することが適当であると認められる場合は、この限りでない。

- リユースの方法により処理する場合

削減量 = 収集量 × リユース率 × 単位リユース量当たりの削減量

- リサイクルの方法により処理する場合

削減量 = 収集量 × リサイクル率 × 単位リサイクル量当たりの削減量

- その他の方法により処理する場合

削減量 = 収集量 × 単位収集量当たりの削減量

(凡例)

削減量	廃棄物の処理の過程において発生する二酸化炭素の削減量
収集量	廃棄物の収集量（廃棄物処理業者に引き渡す廃棄物の量により推定する。）
リユース率	廃棄物のうち、リユースして製品となる部分の質量比（廃棄物処理業者が公表する値により、これがないときは、官公署が公表する報告書類又は学術論文等により推定する。）
単位リユース量当たりの削減量	収集量にリユース率を乗じたリユース量の単位量当たりの二酸化炭素の削減量（廃棄物処理業者が公表する値により、これがないときは、官公署が公表する報告書類又は学術論文等により推定する。）
リサイクル率	廃棄物のうち、リユースして製品となる部分の質量比（廃棄物処理業者が公表する値により、これがないときは、官公署が公表する報告書類又は学術論文等により推定する。）
単位リサイクル量当たりの削減量	収集量にリサイクル率を乗じたリサイクル量の単位量当たりの二酸化炭素の削減量（廃棄物処理業者が公表する値により、これがないときは、官公署が公表する報告書類又は学術論文等により推定する。）
単位収集量当たりの削減量	収集量の単位量当たりの二酸化炭素の削減量（廃棄物処理業者が公表する値により、これがないときは、官公署が公表する報告書類又は学術論文等により推定する。）

(備考)

収集区分内に処理の方法が異なる物が複数あるときは、処理の方法が同一の物ごとに削減量も算出し、その和を削減量の推定値とする。

(3)その他の取組み

その他の取組みについては、その実施の形態、期間、影響等を定性的に評価するものとする。ただし、特に定量的な評価に適するものについて、これを行うことを妨げない。

3. 環境評価報告書の作成

指針第7条の規定による評価の公表のため、環境評価報告書を作成し、総会の議決を経てウェブサイト等を利用する方法により公表するものとする。

環境評価報告書は、上記の基準に基づいて行った評価を記載した上で、その評価に至った原因や今後の改善に向けて採りうるさらなる取組みについて記載するものとする。

第97回五月祭 環境評価報告書

2024年10月14日（月）発行

発行：第97期五月祭常任委員会

Email: contact@gogatsusai.jp

※企画関係者は、原則としてウェブシステムの「問い合わせ」を利用してください。

本郷本部

〒113-8654

東京都文京区本郷7-3-1

東京大学構内

第二食堂3階6号室

TEL: 03-5684-4594

駒場支部

〒153-8902

東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学構内

キャンパスプラザA棟1階103号室

TEL: 03-5454-4349